

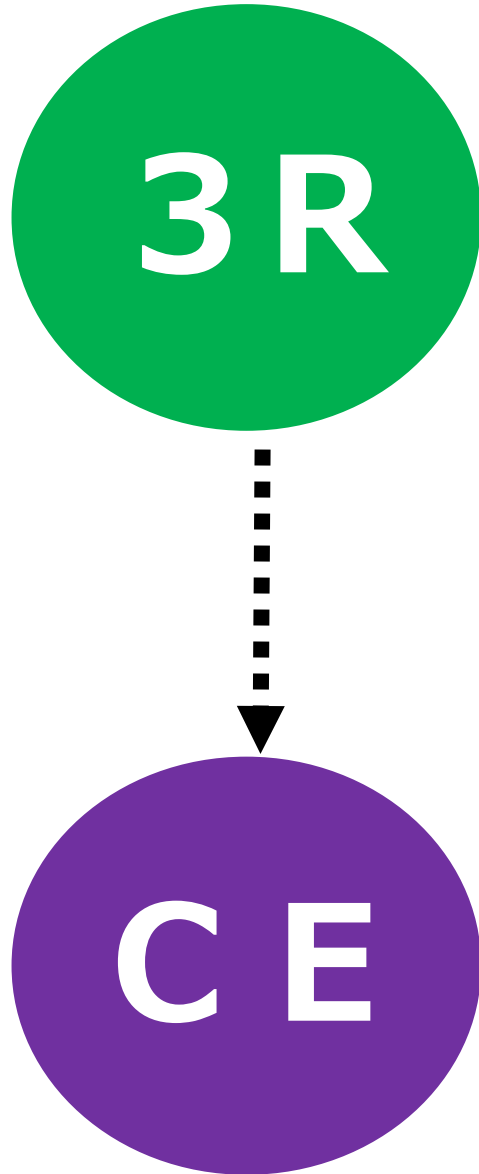
資源制約・環境制約に対応した サーキュラーエコノミーに向けた取組について

令和8年8月

経済産業省 GXグループ 資源循環経済課長

三牧純一郎

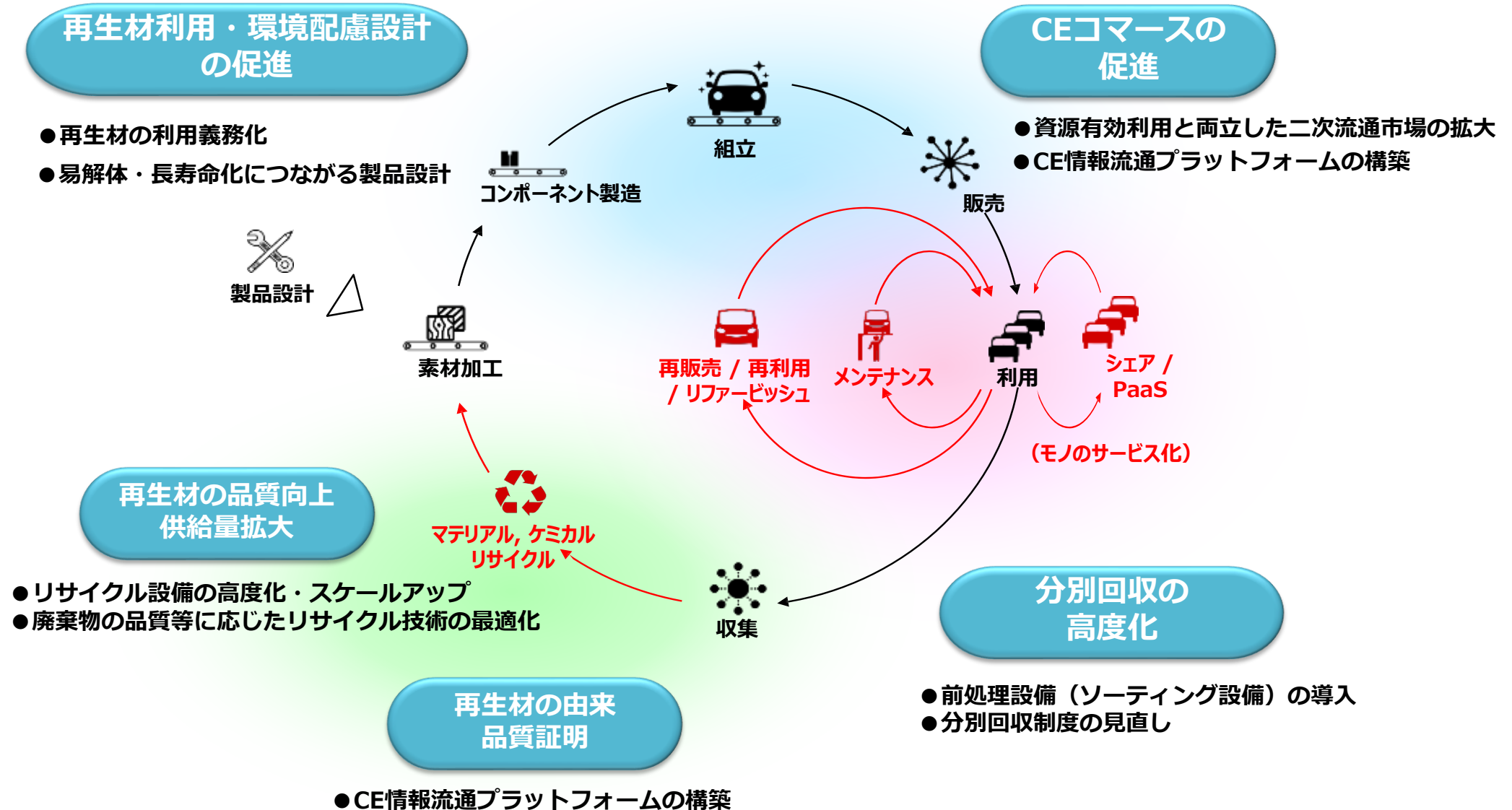
3Rをベースとしたサーキュラエコノミーへの転換の必要性



- 国内の環境問題・社会問題（最終処分場、大量廃棄・不法投棄）への対応
- 企業の社会的責任の側面が大
- 事業者に加え、消費者や自治体など幅広い取組
- 国際的な資源制約・環境制約等の新たな課題
 - 資源制約：再生材を含めた世界中の資源需要の増大（2050年まで銅鉛錫等の需要は埋蔵量の2倍）
供給が一部の国に集中している資源も存在
 - 環境制約：廃棄物の越境制限の厳格化（バーゼル条約等）
CN実現に向け原材料のCO2排出削減が必要
- 3Rについて、ビジネスの力で抜本的に推進
- 企業戦略とも整合性を強化し、成長機会につなげる

サーキュラーエコノミー推進に向けた取組

- サーキュラーエコノミーの推進のためには、設計からリサイクルに至るまで、バリューチェーン全体での多面的な措置が必要となる。



サーキュラーエコノミー推進に必要な施策

産官学の連携



担い手の発掘や横での連携を強力に進めていくために、**産官学連携の推進によるC Eの担い手のネットワーキング、具体的なプロジェクト組成等**を強力に進める。

投資支援 (G X予算等)

3 R（リサイクル、リデュース、リユース）の取組について、**持続的なビジネスとして確立するため、G X予算を活用し、大規模かつ長期の投資支援を実施する。**

投資支援とルール整備を一体的に措置

ルール整備 (改正資源法)

再生材やC Eコマース等のサーキュラーエコノミー関連分野における幅広い**ルール整備**によるビジネス化の進展と新たな市場の創出を進める。

国内再生材市場の創出の留意点

- サーキュラーエコノミーの国内市場について、需要と供給を同時に拡大の必要性。需要の見える化による供給側の取組強化と供給側の取組強化と需要創出の好循環を作っていくことが不可欠。
- 現状、欧米に比べて日本の静脈産業の企業規模は相対的に小さい中で、再生資源の回収・分別の取組強化や再生材使用製品の市場拡大も必要。

需要と供給を同時に拡大する必要

【需要拡大】

- ・ルール整備（改正資源法）による市場創出
- ・産官学連携による具体的なプロジェクト組成
- ・CE情報流通プラットフォームの構築 等

需要 > 供給



海外再生材の輸入の増加による、国内産業の弱体化の懸念

【供給拡大】

- ・循環資源の回収量拡大、海外流出抑制
- ・CEビジネス確立のための投資支援
- ・再資源化拠点等の構築 等

需要 < 供給



国内での再生材の値崩れによる、供給側事業者の収益悪化

※（潜在）需要と供給（能力）が一致したとしても、需要が実際に発生するタイミングによっては、需要と供給のギャップが発生しうる。

循環経済に関する関係閣僚会議

循環経済行動計画の決定



過去の開催

第1回循環経済に関する関係閣僚会議（2024年7月30日）

- ・第五次循環型社会形成推進基本計画案を提示し、了承。

第2回循環経済に関する関係閣僚会議（2024年12月27日）

- ・「循環経済への移行加速化パッケージ」を会議決定。

第3回循環経済に関する関係閣僚会議（2026年3月6日）

- ・内閣官房長官（議長）より、「循環経済行動計画」を4月を目途に取りまとめるよう指示。
- ・構成員として、総務大臣、外務大臣、財務大臣を追加。局長級の幹事会を設置。

【構成員等】

- 議長** : 内閣官房長官
副議長 : 経済産業大臣、環境大臣
構成員 : 内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)
内閣府特命担当大臣(地方創生)
総務大臣、外務大臣、財務大臣
農林水産大臣、国土交通大臣

第4回循環経済に関する関係閣僚会議 （2026年4月）

- 循環経済の実現を国家戦略として、政府全体で戦略的・統合的に行うため、循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議を開催。
- 以下の5つを柱とする「循環経済行動計画」を決定。

- ① 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
- ② 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築
- ③ 地域循環資源の徹底活用による地域活性化
- ④ 資源循環分野の国際ルール形成
- ⑤ 循環経済を国民運動に

- ・ プラスチック
 - ・ 鉄
 - ・ アルミ
 - ・ 銅（Eスクラップ）
 - ・ 永久磁石
- にフォーカスした施策が中心

【対応の方向性】 経済安全保障上重要な循環資源への支援

現状と課題等

- 循環経済は、「3R（リデュース、リユース、リサイクル）」をはじめとする環境政策から始まったが、資源を効率的に循環させ、持続可能な社会をつくるとともに経済的な成長も目指す「経済システム」として位置づけられ、我が国でもGX（グリーン・トランスフォーメーション）の重要な柱の一つとして推進。
- 一方、地政学的緊張の高まりに合わせて、特定の原材料について循環資源を供給源として活用しようとする関心の高まりが指摘。例えば中国は循環経済を国家安全保障に位置づけているほか、EUも戦略的自律に位置づけるなど、諸外国において循環経済を経済安全保障の観点から捉える動きが広がりつつある。

対応の方向性

- こうした状況を踏まえ、我が国でも「循環経済に関する関係閣僚会議」において、「自律性」と「不可欠性」の観点からも循環経済を捉えるべく検討が進められており、循環経済への移行を国家戦略として進めるための「循環経済行動計画」を2026年4月目途に取りまとめる方向で検討中。
 - ✓ 国内での循環資源の回収拡大や不適正な国外流出抑制等により、基幹産業に再生材を質・量・コストの面で安定的に供給するサプライチェーンの強靱化が必要。併せて、再生材需要の創出・拡大を起点とした市場形成の取組も重要。【自律性】
 - ✓ 日本の精錬技術は回収できる鉱物資源の種類、回収率や純度の点で優位性を持つ。また、我が国の各種リサイクル法等の知見や回収・解体のノウハウは、ASEAN等での資源回収の促進に寄与できる。こうした強みを生かし、資源循環産業への投資を推進し、日本をハブとする国際的な資源循環ネットワークの構築を目指す。【不可欠性】
- これまでも経済安全保障推進法の特定重要物資等で循環資源を支援することは一定程度可能であったが、こうした検討も踏まえつつ、循環資源のうち経済安全保障上重要なものに対する支援を行うことが必要。
- 例えばプラスチック廃棄物をリサイクルして製造される再生プラスチックは、原材料の安定確保や供給途絶リスク低減にも資すると考えられる。

<具体的な対応>

- a. 循環経済行動計画の策定： 2026年4月目途で「循環経済行動計画」を取りまとめ（予定）
- b. 重要な循環資源への支援： 経済安全保障上重要な循環資源に対して支援を行う
【支援対象のイメージ】 レアアース・永久磁石、再生プラスチック

ご清聴ありがとうございました

一般の方々向けに、サーキュラーエコノミーに
繋がる行動等をわかりやすく解説したウェブサ
イトを公開しましたので、こちらもご確認下さい。

→「サーキュラーエコノミー」で検索

